

おとなの自動車保険用(保険始期日:2025年1月1日以降)

弁護士費用特約の概要とお支払い保険金のご案内

弁護士費用特約

補償の概要

自動車に関わる被害事故により被保険者(補償の対象になる方)がおケガをされた場合や、自らの財物(自動車・家屋など)を壊された場合に、相手の方へ法律上の損害賠償請求をするために、被保険者をご負担された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用を保険金としてお支払いします。

本特約では『弁護士紹介サービス』をご利用いただけます。

弁護士紹介をご希望の場合は、当社のサービスセンターへご連絡ください。

当社のサービスセンターから日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター(LAC)へ連絡します。ただし、事故内容などにより、法律相談をお受けできない場合があります。

ご注意ください

弁護士などへの委任の前には、必ず当社のサービスセンターへご連絡ください。

事前のご連絡がなかった場合、被保険者と弁護士などとの間で契約された内容によっては、本特約の保険金をお支払いできない場合がございます。

●被害事故により損害賠償に関する争訟をおこなう場合は、弁護士または司法書士への委任について、委任契約の内容が記載された書面を当社のサービスセンターへ提出いただき、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。

●お支払いの対象となる費用は、当社の同意を得て被保険者をご負担された費用に限ります。

お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする費用	限度額
弁護士費用保険金	損害賠償に関する争訟について、当会社の同意を得て支出した次の費用をお支払いします。ただし、法律相談・書類作成費用を除きます。 ①弁護士等への報酬 ②裁判所に対して支出した訴訟費用 ③あっせんまたは仲裁をおこなう機関に対して支出した仲裁、和解または調停に要した費用 ④その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用	1回の被害事故につき被保険者1名あたり 300万円限度 (消費税含む)
法律相談・書類作成費用保険金	当会社の同意を得て支出した法律上の損害賠償請求に関する弁護士・司法書士・行政書士が行う行為の対価として生じた費用をお支払いします。	1回の被害事故につき被保険者1名あたり 10万円限度

※弁護士費用特約のみをご使用いただいた場合、事故件数としてはカウントしませんので、次回更新時の等級および事故有係数適用期間に影響はございません。

※保険金の算定は当社が定める弁護士費用保険金算定基準によります。算定基準の概要は裏面をご確認ください。

続けて裏面もご確認ください



弁護士費用保険金算定基準

1. 着手金・報酬金

経済的利益の額	着手金 限度額	報酬金 限度額
① 125万円以下の場合	10万円	20万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益の額×8%	経済的利益の額×16%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額×5%+9万円	経済的利益の額×10%+18万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額×3%+69万円	経済的利益の額×6%+138万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益の額×2%+369万円	経済的利益の額×4%+738万円

2. 時間制報酬

事務処理に要した時間	限度額
1時間あたり	2万円(30時間限度)

3. 手数料

自賠償保険から支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

4. 日当

目的地までの所要時間	1日あたりの限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

5. その他の費用

上記以外の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等とします。

※上記費用の合計の限度額が被保険者1名あたり300万円(税込)となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害事故
- 被保険者の無免許運転、酒気を帯びた状態、麻薬・覚せい剤・危険ドラッグ等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に発生した被害事故
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する場合
- 台風、洪水または高潮に起因する場合
- 自動車を競技、曲技(その練習を含みます。)もしくは試験のために使用している場合、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用している場合
- 被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による損害
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の故障損害
- 次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合
 - ①記名被保険者およびその配偶者
 - ②①の同居のご親族および別居の未婚のお子さま
 - ③①②以外でご契約の自動車の所有者。ただし、ご契約の自動車が被害にあった場合に限りです。
 - ④被保険者の父母、配偶者または子
 - ⑤被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(家事を除く。以下同じ)に従事している場合に限りです。
 - ⑥被保険者の使用者の業務に自動車を正在している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限りです。
- 社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

このご案内は、弁護士費用特約に関する概要を説明したものです。
詳しい内容およびご不明な点につきましては当社担当者までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。